

森の里一丁目建築協定運営委員会規則

〈趣旨〉

第1条 この規則は、森の里一丁目建築協定(以下「協定」という。)を円滑に運営するため、協定第14条の規定に基づき、運営委員会(以下「委員会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

〈職務〉

第2条 委員会は、協定に規定する事項その他協定の運営に関する事項を所掌する。

〈事務所〉

第3条 委員会の事務所は、委員長宅に置く。

〈組織等〉

第4条 委員会は、森の里一丁目自治会規約第10条第3項(まちづくり委員会)の者を充て、若干名をもって組織する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。
- 3 委員の再任は、妨げないものとする。

〈役員〉

第5条 委員会に次の役員を置く。

委員長 1名
副委員長 1名
広報 1名
会計 1名
相談役 1名

- 2 委員長は、森の里一丁目自治会規約第6条第1項第5号(委員長)の者を充て、その職務は協定運営のための会務を総理し、委員会を代表する者とする。
- 3 副委員長、広報及び会計は、委員の互選により定める
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 広報は、委員会の広報に関する業務を処理する。
- 6 会計は、委員会の経理に関する業務を処理する。
- 7 相談役は、森の里一丁目自治会規約第6条第1項第1号(会長)の者を充て、その職務は組織の確立を指揮し、委員会から建築協定運営に関して相談があるときは、これに対応し、委員会の円滑な運営を図るものとする。

〈会議〉

第6条 委員会は、委員長が必要の都度招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席により成立し、その議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

〈経費等〉

第7条 委員会の経費は、森の里一丁目自治会事業の専門部費をもってこれに充てる。

- 2 会計報告は、森の里一丁目自治会総会において報告する。

〈補則〉

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。